

告示

埼玉県選管告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社ベストライフ 介護付有料老人ホームベストライフ フふじみ野	埼玉県富士見市上沢一丁目十九番 十五号
老人ホーム	社会福祉法人友仁会 特別養護老人ホームてねる	埼玉県鴻巣市前砂千三番一
老人ホーム	株式会社サンケイビルウェルケア 介護付有料老人ホームウェルケア テラス川口元郷	埼玉県川口市弥平二丁目二十二番 二号